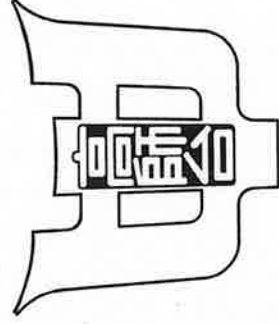


令和6年度

豊橋市立高師台中学校PTA総会



紙面開催

令和6年4月25日(木)

豊橋市立高師台中学校PTA

令和6年度豊橋市立高師台中学校PTA総会（紙面開催）

議 事

(1) 第1号議案

令和5年度事業報告・会計決算報告に関する件

- ・事業報告
- ・会計決算報告
- ・会計監査報告

(2) 第2号議案

令和6年度PTA役員承認に関する件

- ・選考委員により承認された役員については別途配布役員資料（役員名簿）をご覧ください。

(3) 第3号議案

令和6年度事業計画案・会計予算案に関する件

- ・事業計画案
- ・会計予算案

(4) 第4号議案

PTA会則の改定について

令和5年度高師台中学校PTA事業報告

	役員	地区委員
4	役員会(11) 交通立ち番(10,11) 野外活動(19,20) 総委員会(27) PTA総会(27)	総委員会(27) 年間事業計画案作成
5	健全育成会総会(11) PTA新聞第140号編集	交通立ち番(16, 17)
6	役員会(28) PTA新聞第140号発行 学校保健委員会	
7	持込資源回収(11～13)	持込資源回収(11～13) 交通立ち番(13, 14)
8		
9	役員会(7) 50周年記念Tシャツ等作成販売 PTAだより(電算化)1号 学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア)	交通立ち番(26, 27)
10	市民館祭協賛 役員会(12) 役員選考委員会 PTAだより(電算化)2号 50周年式典合唱コン(24)・体育祭(26)・文化祭(27) 50周年記念Tシャツ・タオル等販売 学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア)	50周年式典合唱コン(24)・体育祭(26)・文化祭(27)
11	総委員会(8) 地区委員選出依頼 PTAだより(電算化)3号 学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア)	総委員会(8)
12	健全育成会講演会(1) 資源回収(5～8) 学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア)	資源回収(5～8) 交通立ち番(5, 6)
1	学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア) PTA新聞第141号編集	
2	役員会(22) 総委員会(紙面) PTA新聞第141号発行 学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア) 健全育成会総会(紙面)	
3	卒業記念品贈呈式(5) 卒業証書授与式(6) 会計監査(21) 学校ボランティア大募集(図書ボランティア・園芸部ボランティア)	

令和5年度 豊橋市立高師台中学校PTA 収支決算書(案)

収入合計額 1,280,938 円
 支出合計額 1,198,648 円
 差引残高 82,290 円(令和6年度へ繰越)

収入 単位:円

款 項	項目	予算額 A	決算額 B	比較 B-A	摘要
1	0 会費	1,176,000	1,219,000	43,000	
2	0 前年度繰越金	54,933	54,933	0	
3	0 雑収入	7,000	7,005	5	利息等
	計	1,237,933	1,280,938	43,005	

支出

	項目	予算額 A	決算額 B	比較 A-B	摘要
1	0 会議費	58,000	63,000	△ 5,000	
1	1 総会費	55,000	55,000	0	PTA総会冊子
1	2 1 諸業会費	3,000	8,000	△ 5,000	役員出張補助費
2	0 雑用費	390,000	496,944	△ 106,944	
2	1 21 消耗品費	30,000	94,202	△ 64,202	紙、インク等
2	2 22 燃料費	10,000	0	10,000	
2	3 23 環境整備費	50,000	47,363	2,637	校区清掃活動用掃除道具
2	4 24 通信費	100,000	59,052	40,948	eメールセッション年間利用料、機帯代
2	5 25 学校教育活動補助費	200,000	296,327	△ 96,327	部活動補助、東海大会、全国大会補助
3	0 0 PTA活動費	440,000	358,756	81,244	
3	1 31 広報費	210,000	143,000	67,000	PTA高師台、ゆうゆう
3	2 32 卒業式関係費	200,000	215,756	△ 15,756	卒業式記念品、花代、証書浄書代
3	3 33 慶弔費	30,000	0	30,000	
4	0 0 生徒活動補助費	210,000	205,126	4,874	
4	1 41 生徒会費	180,000	194,080	△ 14,080	入学式、退任式花
4	2 42 学級活動費	30,000	11,046	18,954	野外活動補助
5	0 0 負担金	10,000	0	10,000	
5	1 51 負担金	10,000	0	10,000	
6	0 0 諸費	90,000	65,822	24,178	
6	1 61 諸費	90,000	65,822	24,178	連絡協議会会費、安全互助事業費
7	0 0 予備費	39,933	9,000	30,933	
7	1 71 予備費	39,933	9,000	30,933	外部コミュニケーション
	計	1,237,933	1,198,648	39,285	

令和5年度の決算について監査いたしましたところ、正確適正であることを認めます。

令和6年3月21日

豊橋市立高師台中学校PTA

監事 柴崎 和宏

豊橋市立高師台中学校PTA

監事 林 泰子

第1号議案

令和5年度 特別会計決算報告書(資源回収報告書)

PTA会計 博彰 水鳥 武田 竜二
 事務局 齋藤 芳樹

1 収入の部	
・前年度繰越金	447
・予備運営資金	205,000
・第1回資源回収	4,010
・第2回資源回収	2,220
・地域資源回収団体奨励金	17,700
・雑収入(利息)	1
・ペットボトル、段ボール等資源回収分	8,204
合計	237,582

2 支出の部	
A 教育活動推進費	30,000
・全中陸上競技部補助	30,000

B 学校運営費(切手、クリーニング代等) 0

C PTA活動費(会議費、地域連携諸費等) 0

D 周年積立基金(50周年基金) 0

E 予備運営資金 207,000

合計 237,000

3 差引残高	
(収入合計額) - (支出合計額) = (差引残高)	582

* 差引残高の582円は、次年度への繰越金

4 会計監査報告
 会計について精査したところ、適正であることを認めます。

令和6年3月21日

豊橋市立高師台中学校PTA 監事 柴崎 和宏
 豊橋市立高師台中学校PTA 監事 林 泰子

令和6年度高師台中学校PTA事業計画

	役員	地区委員
4	役員会(10) 交通立ち番(10,11) 野外活動(18,19) PTA総会・総委員会(25・紙面) 学校ボランティア大募集	交通立ち番(10,11) 年間事業計画案作成 PTA総会・総委員会(25・紙面)
5	健全育成会総会(30) 交通立ち番(9, 10) 学校ボランティア大募集	交通立ち番(9, 10)
6	役員会(27) 学校ボランティア大募集 学校保健委員会	
7	持込資源回収(9～11) 交通立ち番(16, 17) 学校ボランティア大募集	持込資源回収(9～11) 交通立ち番(16, 17)
8		
9	役員会(12) 合唱コンクール・ライフポート(27) 学校ボランティア大募集 交通立ち番(25, 26)	合唱コンクール・ライフポート(27) 交通立ち番(25, 26)
10	健全育成会講演会(11) 役員会(24) 役員選考委員会 体育祭・文化祭(31) 学校ボランティア大募集	体育祭・文化祭(31)
11	総委員会(21) 地区委員選出依頼	総委員会(21)
12	学校ボランティア大募集 持込資源回収(3～6) 交通立ち番(5, 6) 学校ボランティア大募集	持込資源回収(3～6) 交通立ち番(5, 6)
1	学校ボランティア大募集	
2	役員会(20) 総委員会(紙面) 学校ボランティア大募集 健全育成会総会(紙面)	
3	同窓会入会式・PTA記念品贈呈式(6) 卒業証書授与式(7・予定) 会計監査(21) 学校ボランティア大募集	

※日程等、変更される場合もあります。

※各種ボランティア活動を検討しています。無理のない範囲で、ご協力ください。

令和6年度 豊橋市立高師台中学校PTA 収支予算書(案)

収入 単位:円

	項目	予算額 A	前年度予算額 B	比較 A-B	摘要
1	会費	1,440,000	1,176,000	264,000	2400×560(世帯数)2400×40職員数
2	前年度繰越金	82,290	54,933	27,357	
3	雑収入	7,000	7,000	0	
	計	1,529,290	1,237,933	291,357	

支出

	項目	予算額 A	前年度予算額 B	比較 A-B	摘要
1	会議費	50,000	58,000	△ 8,000	
1	1 総会費	30,000	55,000	△ 25,000	お茶代
1	2 12 諸集会費	20,000	3,000	17,000	役員出張補助費
2	需用費	595,000	390,000	205,000	
2	21 消耗品費	150,000	30,000	120,000	紙代、事務用品代
2	22 燃料費	20,000	10,000	10,000	灯油代
2	23 環境整備費	100,000	50,000	50,000	環境整備
2	24 通信費	25,000	100,000	△ 75,000	部活動携帯代
2	25 学校教育活動補助費	300,000	200,000	100,000	県総体参加費、部活動補助費、全国東海大会補助費
3	PTA活動費	450,000	440,000	10,000	
3	31 広報費	150,000	210,000	△ 60,000	PTA高師台、ゆうゆう
3	32 卒業式関係費	250,000	200,000	50,000	卒業記念品代、卒業式花代
3	33 慶弔費	50,000	30,000	20,000	香料、淋見舞い
4	生徒活動補助費	250,000	210,000	40,000	
4	41 生徒会費	200,000	180,000	20,000	入学式舞台花、退任式花、体育祭補助
4	42 学級活動費	50,000	30,000	20,000	
5	負担金	10,000	10,000	0	
5	51 負担金	10,000	10,000	0	8ブロックPTA負担金等
6	諸費	90,000	90,000	0	
6	61 諸費	90,000	90,000	0	PTA傷害保険掛金、PTA連絡協議会費等
7	予備費	84,290	39,933	44,357	
7	71 予備費	84,290	39,933	44,357	
	計	1,529,290	1,237,933	291,357	

※項目間の流用を認める。

第3号議案

令和6年度 特別会計（資源回収会計）予算（案）

豊橋市立高師台中学校PTA

1 収入の部	単位 (円)
・前年度繰越金	582
・予備運営資金	206,000
・第1回(持込)資源回収業者	5,000
・第2回(持込)資源回収業者	5,000
・ペットボトル等資源回収	7,000
・地域資源回収団体奨励金	20,000
・雑収入(利息)	2
合 計	243,584

2 支出の部	単位 (円)
A 教育活動推進費 (学校備品購入費・ユニフォーム等購入補助・他)	150,000
B 学校運営費 (クリーニング・連絡用切手代・部活動補助諸費)	20,000
C PTA活動費 (PTA会議費・地域連携諸費)	20,000
D 周年積立基金	0
E 予備運営資金	53,584
合 計	243,584

3 差し引き残額	単位 (円)
	0

豊橋市立高師台中学校 P T A 会則

(第 1 章 名称と所在地)

第 1 条 本会は、豊橋市立高師台中学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務所は豊橋市立高師台中学校内におく。

(第 2 章 目的及び活動)

第 3 条 本会は、学校と家庭と社会が緊密に協力して、会員の資質向上をはかると共に、生徒の福祉増進及び本校教育の充実強化をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員の教養を高め、教育理解を深めること。
- (2) 生徒の福祉や安全をはかること。
- (3) 学校と家庭との連携を強化すること。
- (4) 学校の教育環境をよくすること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(第 3 章 会員)

第 5 条 本会の会員は、高師台中学校に在籍する生徒の父母又は監護者(以下「保護者」という。)及び同校の教職員をもって組織する。

(第 4 章 役員及び委員)

第 6 条 本会の役員及び委員を次のとおりとする。

- (1) 役員
 - ア 会長 1 名 (保護者)
 - イ 副会長 4 名 (保護者 3 名、教職員 1 名)
 - ウ 副会長のうち 1 名は会長と異なる性のものを選び、総務委員長とし、広報調整の代表である広報部長を兼務する。他の副会長にあつては、行事調整の代表である実行部長 1 名、改善調整の代表である改善部長 1 名とする。
 - エ 書記兼会計 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名)
 - (2) 地区委員 (保護者)
 - ウ 地区委員 (保護者)
- 役員会で区分けた地区から、地区の生徒数が多い 6 地区から各 2 名以上、その他の地区から各 1 名以上選出する。地区内の町の統廃合及び委員数の変更については、細則に定める。

第 7 条 本会に監事 2 名 (保護者 1 名、教職員 1 名) をおく。
2 監事は本会の業務及び会計を監査し、総会において報告するとともに、総会及び役員会で必要な場合は、助言を述べることができる。

第 8 条 役員及び委員の任務

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
実行部長は各行事についての調整、改善部長は P T A 改善についての調整、広報部長は広報についての調整をする。会長からの審議事項を受け、部会の意見を統括し、役員会へ意見を提出する。なお、各部長は、円滑に会を運営するため、相互に協力するものとする。
- (3) 書記は、会の活動に関する記録書類の保管・その他の庶務を行う。
- (4) 会計は、会計事務の処理と財産管理にあたる。
- (5) 委員は、諸行事の運営上の中核として増進をはかる。

第 9 条 本会に顧問をおくことができる。

第 10 条 役員及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(第 5 章 機関)

第 11 条 本会の運営にあたって総会、役員会及び総委員会の機関をおく。

第 12 条 総会は本会の最高機関とし、年 1 回会長が招集する。ただし、必要があるときは臨時総会を開くことができる。

第 13 条 総会の機能は次のとおりとする。

- (1) 会則の決定及び変更
- (2) 年間行事・収支決算ならびに会計監査の報告
- (3) 年間行事計画案・収支予算案の審議決定

(4) 役員を選出

(5) その他、必要と認められた事項

第14条 役員会及び総委員会は必要に応じて開き、協議事項を処理する。

第15条 総委員会は、会長、副会長、書記、会計及び全委員によって構成される。

第16条 役員会の任務

(1) 総会に提出する各種原案を審議作成する。

(2) 各部会によって立案された事業計画を審議検討する。

(3) その他委任された事項を処理する。

2 総委員会の任務

(1) 委員の合同案件の審議検討をする。

(2) その他委任された事項を処理する。

(第6章 会計)

第19条 本会の経費は会費及び寄付金、事業収入その他による。

2 会費は年間2,400円とする。

第20条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。

第21条 監事は、必要に応じて会計を監査する。

(第7章 会則の改正と細則の決定)

第22条 会則の改正は、総会の決議による。

第23条 本会に必要とする細則は、役員会で立案し、総委員会の承認があれば、設けることができる。

(第8章 個人情報の取得と利用、管理)

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

附則

この会則は、昭和63年4月28日より施行する。

この会則は、平成13年4月24日より施行する。

この会則は、平成30年4月23日より施行する。

この会則は、令和3年4月22日より施行する。

この会則は、令和6年4月 日より施行する。

細則

(第1章 役員・委員)

第1条 役員・委員の選出は次のとおりに行う。

(1) 役員・監事は、選考委員会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。
(2) 地区委員は、地区の生徒数が多い6地区から各2名以上を、その他の地区から各1名以上を、各地区会員の互選にて選出する。ただし、選出状況により、2名以上選出する地区を1名に変更する場合は、他地区と調整し全体の委員数を確保した場合に、役員会の承認を得て変更できる。また、生徒数の増減により、地区内の町を統廃合など変更する場合にあっても、役員会の承認を得て変更できる。

(3) 選考委員は会員より若干名を選び、その任務を達成したとき解任される。

第2条 顧問は、学校長、校区自治会長及び前年度役員から2名又は3名を選出する。

第3条 学校長は、学校管理及び教育上すべての会に出席し、意見を述べることができる。

(第2章 総会)

第4条 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。書面議決の場合は、回答の過半数の賛成を必要とする。

第5条 会則、細則を執行するにあたり役員会は準則を設けることができる。

	本人死亡	家族死亡
会員	・香料10,000円と供花1基	・本校に在学する子ども … 会員に準ずる
職員	・香料10,000円と供花1基	・配偶者 … 香料10,000円 ・子ども … 香料 5,000円

[附則] 1 規定以外必要ある場合は、役員会にはかかって決定する。

2 緊急特例は、事後承諾もあり得る。

高師台中学校 P T A 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、高師台中学校 P T A (以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報を取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員の選出と名簿等の作成
- (4) その他、会の運営に必要なこと

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、P T A 会長が書面で会員に依頼し、同意された次の事項とする。

氏名、住所、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報 を廃棄または削除しなければならぬ。ただし、名簿などとして既に配付しているものについては、削除の連絡をすることとこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報 は、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会 は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

豊橋市立高師台中学校会則 新旧対照表

備考欄	旧	新
<p>変更 変更 人数変更 追加 削除・変更 削除 削除・追加 追加</p>	<p>第3章 会員 第5条 本会の会員は、高師台中学校に在籍する生徒の父母、または監護者及び同校の教職員をもって組織する。</p> <p>第4章 役員及び委員 第6条 本会の役員及び委員を次のとおりとする。</p> <p>[役員] 1. 会長 1名(父母) 2. 副会長 5名(父母4名、教職員1名) (副会長のうち1名は会長と異なる性のものを選び、総務委員長とする。)</p> <p>3. 書記 2名(父母1名、教職員1名) 4. 会計 2名(父母1名、教職員1名) 5. 参与 必要に応じ(父母) 会長と総務委員長は本会を代表するものとする。</p> <p>[委員] 地区委員、学年委員、協力委員</p> <p>第7条 本会に監事2名をおく。 監事は本会の業務及び会計を監査し、総会において報告するとともに、総会で必要な場合は、助言を述べることができる。</p> <p>第8条 役員及び委員の任務 2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。</p>	<p>(第3章 会員) 第5条 本会の会員は、高師台中学校に在籍する生徒の父母又は監護者(以下「保護者」という。)及び同校の教職員をもって組織する。</p> <p>(第4章 役員及び委員) 第6条 本会の役員及び委員を次のとおりとする。 (1) 役員 ア 会長 1名(保護者) イ 副会長 4名(保護者3名、教職員1名) 副会長のうち1名は会長と異なる性のものを選び、総務委員長とし、広報調整の代表である広報部長を兼務する。他の副会長にあっては、行事調整の代表である実行部長1名、改善調整の代表である改善部長1名とする。</p> <p>ウ 書記兼会計 2名(保護者1名、教職員1名)</p> <p>(2) 地区委員(保護者) 役員会で区分けした地区から、地区の生徒数が多い6地区から各2名以上、その他の地区から各1名以上選出する。地区内の町の統廃合及び委員数の変更については、細則に定める。</p> <p>第7条 本会に監事2名(保護者1名、教職員1名)をおく。 2 監事は本会の業務及び会計を監査し、総会において報告するとともに、総会及び役員会で必要な場合は、助言を述べることができる。</p> <p>第8条 役員及び委員の任務 (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>実行部長は各行事についての調整、改善部長はPTA改善についての調整、広報部長は広報についての調整をする。会長からの審議事項を受け、部会の意見を統括し、役員会へ意見を提出する。なる。</p>

豊橋市立高師台中学校会則 新旧対照表

備考欄	旧	新
削除	<p>5. 参与は、会長の命を受けた案件を処理する。</p>	<p>お、各部長は、円滑に会を運営するため、相互に協力するものとする。</p>
一部削除	<p>6. 委員は、各専門委員会を構成するとともに、部会に所属し、諸行事を計画立案し、運営上の中核として増進をはかる。</p>	<p>(5) 委員は、諸行事の運営上の中核として増進をはかる。</p>
追加	<p>第14条 役員会・総委員会・専門委員会は必要に応じて開き、協議事項を処理する。</p>	<p>第14条 役員会及び総委員会が必要に応じて開き、協議事項を処理する。</p>
変更	<p>第16条 第2項 総委員会の任務 1. 各専門委員会の合同案件の審議検討をする。</p>	<p>第16条 役員会の任務 2 総委員会の任務 (1) 委員の合同案件の審議検討をする。</p>
削除	<p>第17条 専門部会は各部の事業の計画立案実践にあたる。専門委員会は各委員会の計画立案実践にあたる。</p>	
追加・変更	<p>第18条 本会の経費は会費及び寄付金、事業収入その他による。会費は年間2,400円とする。</p>	<p>第19条 本会の経費は会費及び寄付金、事業収入その他による。2 会費は年間2,400円とする。</p>
変更	<p>第19条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。</p>	<p>第20条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。</p>
変更	<p>第20条 監事は、必要に応じて会計を監査する。</p>	<p>第21条 監事は、必要に応じて会計を監査する。</p>
変更	<p>第7章 会則の改正と細則の決定 第21条 会則の改正は、総会の決議による。</p>	<p>(第7章 会則の改正と細則の決定) 第22条 会則の改正は、総会の決議による。</p>
変更	<p>第22条 本会に必要なとする細則は、役員会で立案し、総委員会の承認があれば、設けることができる。</p>	<p>第23条 本会に必要なとする細則は、役員会で立案し、総委員会の承認があれば、設けることができる。</p>
変更	<p>第8章 個人情報の取得と利用、管理 第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。</p>	<p>(第8章 個人情報の取得と利用、管理) 第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。</p>

豊橋市立高師台中学校会則 新旧対照表

備考欄	旧	新
<p>変更・追加</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>	<p>細則 第1章 役員・委員 第1条</p> <p>2. 地区委員は、通学区区域により、各通学区会員の互選による。(各町より1名以上)</p> <p>3. 学年委員は、各学年の会員の互選による。(人数は、各学年の学級数の二分の一以上)</p> <p>4. 選考委員は会員より若干名を選び、その任務を達成したとき解任される。</p> <p>第2条 顧問は、学校長・校区自治会長・前会長・前総務委員長とする。</p> <p>第2章 総会 第4条 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。</p>	<p>附則 第1章 役員・委員 第1条 役員・委員の選出は次のとおりに行う。</p> <p>(2) 地区委員は、地区の生徒数が多い6地区から各2名以上を、その他の地区から各1名以上を、各地区会員の互選にて選出する。ただし、選出状況により、2名以上選出する地区を1名に変更する場合、他地区と調整し全体の委員数を確保した場合に、役員会の承認を得て変更できる。また、生徒数の増減により、地区内の町を統廃合など変更する場合にあって、役員会の承認を得て変更できる。</p> <p>(3) 選考委員は会員より若干名を選び、その任務を達成したとき解任される。</p> <p>第2条 顧問は、学校長、校区自治会長及び前年度役員から2名又は3名を選出する。</p> <p>(第2章 総会) 第4条 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。書面議決の場合は、回答の過半数の賛成を必要とする。</p>